



図-3.2.7(3) 農業地域及び森林地域

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川、湖沼の利用

「西之表市環境基本計画」(平成30年3月、西之表市)によると、西京川上流の西京ダムは、総貯水量が230万トン(満水時)でその大半は農業かんがい用水(受益面積719ha)として利用され、基幹作物の生産に大きな恩恵を与えています。また、飲用水としても利用され、市民の生活をささえる重要な役割を果たしています。

南種子町には、図-3.1.9(2)に示したとおり、自然景観資源として選定されている、「長谷の池」と「宝満の池」が分布します。長谷の池及び宝満の池について概況を表-3.2.4に示します。

表-3.2.4 長谷の池、宝満の池の概況

名称	長谷の池	宝満の池
所在地	南種子町平山字福ヶ野 4693	南種子町荃永
用途等	かんがい	町選定文化財
周囲	-	約 1,230m
深さ	-	6m
面積	-	約 49,308m ²
貯水量	28,400m ³	-
備考	南種子町の防災重点ため池に指定されている。	池の周囲は宝満神社の神域となっている。

出典:「第3回自然環境保全基礎調査 鹿児島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)

「南種子町防災重点ため池マップ」(南種子町総合農政課)

南種子町ウェブサイト「主な文化財」

(<http://www.town.minamitane.kagoshima.jp/education/bunkazailist/bunkazai.html>)

(2) 海域の利用

1) 漁業権の指定状況

調査対象地域周辺海域の漁業権の指定状況を表-3.2.5及び表-3.2.6に示します。また、漁業権位置を図-3.2.8及び図-3.2.9に示します。

対象事業実施区域周辺及び種子島周辺海域においては、共同漁業権が5箇所、区画漁業権が6箇所指定されています。

表-3.2.5(1) 漁業権の指定状況（共同漁業権）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	関係地区
熊共 第1号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	西之表市地先	なし	西之表市
		ふのり漁業				
		とこぶし漁業				
		あなご漁業				
		ばい漁業				
		うに漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚	1月1日～12月31日			
		建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		ぶり建網漁業				
		雑魚建干網漁業	1月1日～12月31日			
		雑魚狩刺網漁業				
ばいかご漁業						
あさひがに						
かかり網漁業						
小型定置網漁業						
第3種 共同漁業	かます 船びき網漁業	1月1日～12月31日				
熊共 第2号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	西之表市 馬毛島地先	なし	西之表市
		ふのり漁業				
		とこぶし漁業				
		あなご漁業				
		うに漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
		第2種 共同漁業				
	建網漁業		9月1日～翌年6月30日			
	ぶり建網漁業					
	雑魚建干網漁業		1月1日～12月31日			
	雑魚狩刺網漁業					
	あさひがに					
かかり網漁業						
第3種 共同漁業	かます 船びき網漁業	1月1日～12月31日				

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成25年5月31日）」（鹿児島県公報平成25年5月31日（金）第2910号の4別冊）

表-3.2.5(2) 漁業権の指定状況（共同漁業権）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	関係地区
熊共 第3号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	熊毛郡中種子町 西海岸地先	なし	熊毛郡 中種子町
		とこぶし漁業				
		ばい漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～12月31日			
		ぶり建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		雑魚かご網漁業	1月1日～12月31日			
		ばいかご漁業				
		あさひがに かかり網漁業				
小型定置網漁業						
熊共 第4号	第1種 共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日～12月31日	熊毛郡中種子町 東海岸地先	なし	熊毛郡 中種子町
		とこぶし漁業				
		ばい漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
	第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業	1月1日～12月31日			
		ぶり建網漁業	9月1日～翌年6月30日			
		ばいかご漁業	1月1日～12月31日			
		あさひがに かかり網漁業				
		小型定置網漁業				
熊共 第5号	第1種 共同漁業	とこぶし漁業		1月1日～12月31日	熊毛郡南種子町 地先	なし
		うに漁業				
		たこ漁業				
		いせえび漁業				
		第2種 共同漁業	いせえび雑魚 建網漁業			
	ぶり建網漁業		9月1日～翌年6月30日			
	かます建網漁業		1月1日～12月31日			
	雑魚かご漁業					
	あさひがに かかり網漁業					
	小型定置網漁業					

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成25年5月31日）」（鹿児島県公報平成25年5月31日（金）第2910号の4別冊）

表-3.2.6 漁業権の指定状況（区画漁業権）

ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		地元地区
						いけす（8メートル×8メートル）の数の最高限度	
熊特区魚第1号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市国上浦田地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	西之表市
熊特区魚第2号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡中種子町坂井熊野地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	5台	熊毛郡中種子町
熊特区魚第3号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第4号と合わせて32台	熊毛郡南種子町
熊特区魚第4号	第1種区画漁業	魚類（くろまぐろを除く）小割式養殖業	1月1日から12月31日	熊毛郡南種子町島間地先	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	熊特区魚第3号と合わせて32台	熊毛郡南種子町

イ とこぶし養殖業（第3種）

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	地元地区
熊特区と（地）第1号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市安納地先	なし	西之表市
熊特区と（地）第2号	第3種区画漁業	とこぶし地まき式養殖業	1月1日から12月31日	西之表市庄司浦地先	なし	西之表市

出典：「漁業の免許内容等の事前決定（平成30年5月29日）」（鹿児島県公報平成30年5月29日（火）第3420号の2別冊）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html)

図-3.2.8(1) 漁業権位置（共同漁業権）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
<https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html>

図 3.2.8(2) 漁業権位置（共同漁業権）



出典：海上保安庁ウェブサイト「海洋状況表示システム（海しる）」
 (https://www.msil.go.jp/msil/Htm/TopWindow.html)

図-3.2.9(1) 漁業権位置（区画漁業権）